

キャリア・コンサルティング技能検定試験 試験の免除の基準

免除の対象者	技能検定試験の免除の範囲
1級の技能検定に合格した者	1級の学科試験の全部
1級又は2級の技能検定に合格した者	2級の学科試験の全部
1級の技能検定において、学科試験に合格した者	1級の学科試験の全部（当該合格した学科試験が行われた日の翌々年度末までに行われるものに限る。）
1級の技能検定において、実技試験に合格した者	1級の実技試験の全部（当該合格した実技試験が行われた日の翌々年度末までに行われるものに限る。）
1級又は2級の技能検定において、学科試験に合格した者	2級の学科試験の全部（当該合格した学科試験が行われた日の翌々年度末までに行われるものに限る。）
1級又は2級の技能検定において、実技試験に合格した者	2級の実技試験の全部（当該合格した学科試験が行われた日の翌々年度末までに行われるものに限る。）
標準レベルキャリア・コンサルタントで、協議会 ^{*1} が実施する特例講習 ^{*2} を修了した者	2級の学科試験の全部

*1 協議会とは、特定非営利活動法人キャリア・コンサルティング協議会のことをいう。

*2 特例講習とは、標準レベルキャリア・コンサルタントに対して協議会が行う講習をいい、この講習を修了した者が、学科試験の免除を受けることができる期間は、平成26年3月31日までである。